



環廃産発第 1407041 号
平成 26 年 7 月 4 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 号の規定に基づき、環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 15 年環境省告示第 65 号。以下「基本計画」という。）が変更され、平成 26 年 6 月 6 日に告示された。

については、下記の事項に留意の上、本計画に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に当たり遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 基本計画の変更の趣旨

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）は、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用してその処理施設が整備され、平成 16 年に北九州事業から処理が開始された。JESCO による処理は、平成 24 年度末時点で高圧トランス等 56%、高圧コンデンサ等 44%が完了し、また、蛍光灯安定器等の処理も平成 21 年に北九州事業、平成 25 年に北海道事業において開始された。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による処理について、処理開始後に明らかとなった課題への対応等が必要となり、法附則第 2 条に定める法の施行の状況について検討した結果、当初予定していた平成 28 年 3 月までの当該処理に係る事業の完了が困難な状況となったことから、これに対応するため、基本計画の変更を行っ

たものである。

今回の基本計画変更にあたっては、JESCO の処理施設が設置されている地元地方公共団体の負担が大きいことから、再び JESCO の各事業に係る計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を延長することはないと地元地方公共団体に約束している。変更後の基本計画には、事業終了準備期間後に JESCO の各事業所は操業を終えること、保管事業者は自ら処分を行う場合を除き、JESCO の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に PCB 廃棄物の処分の委託を行う必要があることが明確に示されている。都道府県及び法第 19 条の政令で定める市（以下「都道府縣市」という。）におかれては、この点をよく認識し、以下を踏まえ処理の一層の促進に取り組まれない。

2 留意事項

変更後の基本計画に基づき、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進していくこととなるが、その際、留意すべき事項は次のとおりである。

(1) JESCO を活用した処理について

JESCO を活用した高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理対象物等を定め、変更前の基本計画から処理に係る期間を延長したが、現状推計し得る PCB 廃棄物の量及び JESCO の処理施設の処理能力等を勘案し、新たに計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設けたところであり、当該期限及び期間内の処理完了の一日も早い達成に向け、国、都道府縣市及び保管事業者等の関係者が最大限の努力を図る必要があること。

特に、安定器等・汚染物について、これまで処理先が決まっていなかった地域においては、JESCO への登録等の手続きが必要であり、実際の処理開始までには相当の時間を要するものである。こうした背景を踏まえ、早期処理を推進するために、北九州事業地域及び北海道事業地域においては、期間の延長に関わらず早期の処理が必要であること。

(2) 早期の処理完了のための取組について

法第 5 条第 2 項の規定により、都道府県は、区域内における PCB 廃棄物の状況を把握するとともに、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされており、また、法第 14 条の規定により、都道府県知事は、事業者に対し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができることとされているところである。

都道府縣市においては、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、必要な調査を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに、かつ、一日も早く JESCO への処理委託が行われるよう、必要な指導等を行う必要があること。

なお、環境省においては、効率的な調査、事業者への確認及び指導等の手法等につ

いて、既存の知見を踏まえ、マニュアル等を作成し、都道府縣市へ提供する予定であること。また、地方産業保安監督部等との連携体制の構築について、必要な調整を行う予定であること。

(3) 都道府縣市が地域ごとに開催している広域協議会について

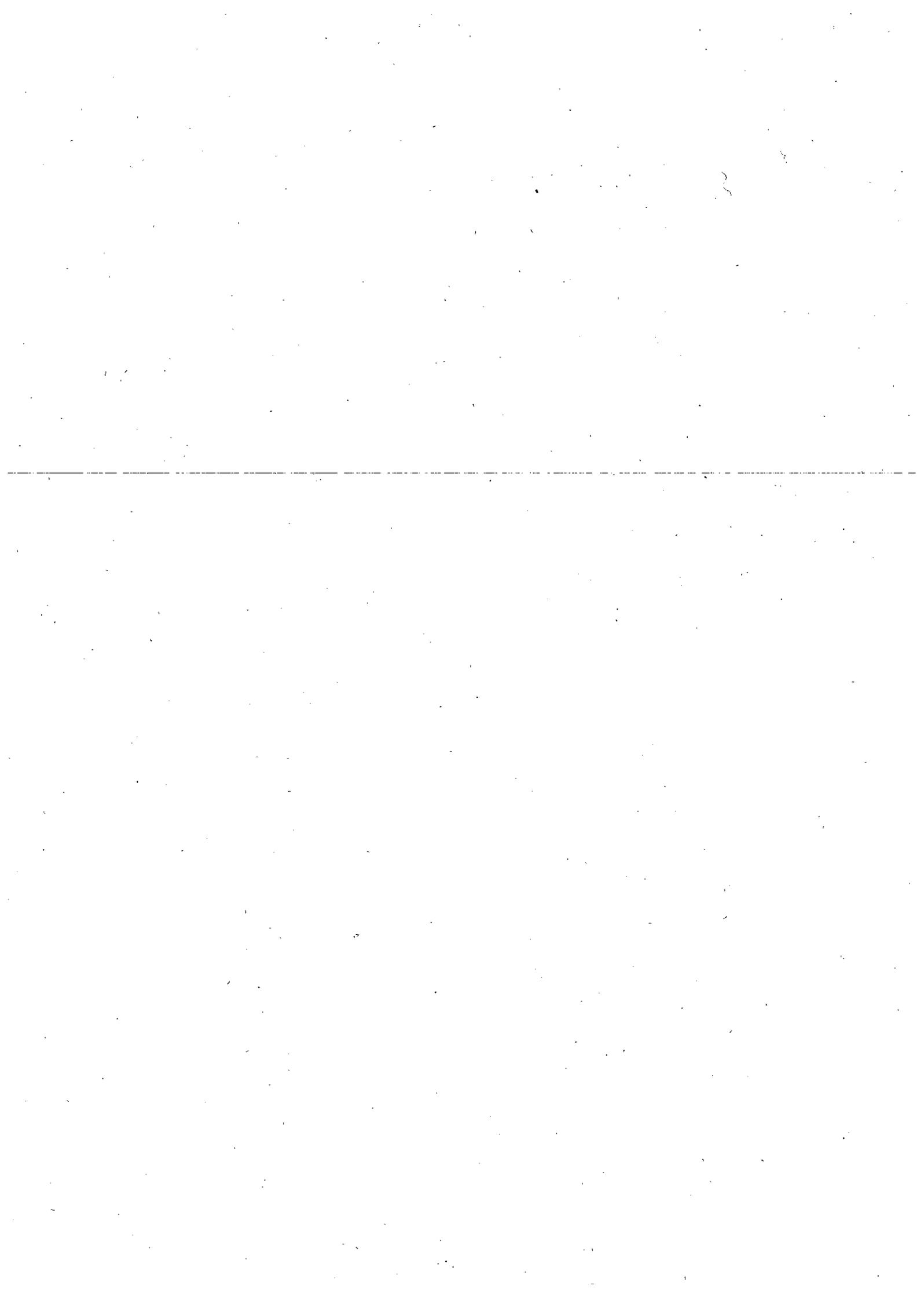
これまで、JESCOの事業対象地域ごとに開催されている広域協議会については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理対象物等を定めたことに応じ、協議会の参集範囲が変更される場合も想定されること。

(4) 地元地方公共団体への協力について

JESCOの処理施設が設置されている地元地方公共団体は、当該地方公共団体以外の都道府縣市管内のPCB廃棄物の処理について、重要な役割を果たしている。今般の基本計画の変更に際しては、地元地方公共団体から別添のとおり受入条件が提示されているところであり、都道府縣市においても、当該受入条件の履行に協力するとともに、当該地方公共団体の重要な貢献を認識し、都道府縣市のみならず、保管事業者に対しても、適宜JESCOの処理施設を視察し処理確認をすることを求める等最大限の交流・協力を行うことが必要であること。

(5) PCB廃棄物処理計画の変更について

法第7条の規定により、都道府県、豊田市、大阪市及び北九州市（以下「都道府県等」という。）は、基本計画の変更に即して、都道府県等が策定するPCB廃棄物処理計画の変更を行う必要があること。その際、当該都道府県等の区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を着実かつ計画的に進めるため、特に(2)及び(4)に掲げる事項について、可能な限り具体的な取組等を定めることが求められるものであること。



地元地方公共団体からの条件について（都道府県市の取組と関係するもの）

1 処理の安全性確保について

- (1) 新たに処理対象となる地域から収集運搬を行う事業者に対し、地元地方公共団体内における輸送規制の遵守を周知徹底すること。
- (2) 広域化する PCB 廃棄物の収集運搬が、一層安全かつ適正に行われるよう万全を期すこと。

2 期間内での確実な処理

- (1) PCB 廃棄物を計画的処理完了期限に、かつ、その期間内で一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて早期に処理を行うこと。
- (2) 関係者が一体となった連携体制を速やかに構築し、各地域において使用中 PCB 含有機器を含めた未処理機器の把握、事業者に対する確認・指導等の取組みを、地元地方公共団体と同程度の水準を確保しつつ計画的に行うとともに、処理促進に必要な仕組みを早急に構築すること。

その一環として、

- ① 使用中機器も含めた PCB 含有機器の把握・処理のため、国の関係機関、関係地方公共団体、関係団体等が一体となった連携体制を早急に構築し、十分な実施体制を確保すること。
 - ② 都道府県市の処理計画改訂において早期かつ計画的な処理期間を設定し、未処理機器の把握や処理の取組みが早期かつ計画的に進められるよう必要な指導を行うとともに、広域調整協議会等を活用して取組みの進捗管理を行い、取組みが十分でないと思われる場合には、行政的なテコ入れを行うなど厳しい態度で臨むこと。
 - ③ 未処理機器を有している可能性のある事業者に対して幅広くかつ継続的な調査・周知等が適切に行われるよう、そのための支援に必要な予算を確保するとともに、きめ細やかな相談に応じるための窓口の設定などの丁寧な運用を確保すること。
 - ④ 関係機関との連携や様々なメディア媒体の積極的な活用により、PCB 処理の重要性等に関する国民全体への必要な周知を行うこと。
 - ⑤ その他、新たな処理地域からの円滑な搬入のための調整に係る措置など、PCB 廃棄物が適正かつ早期に処理されるために必要な措置を迅速に講ずること。
- (3) 如何なる理由があろうと、処理期間の再延長はないこと。

3 地域の理解

- (1) 本事業に係る安全性及び期限内処理に係る地域への積極的な情報公開のための機会の付与、地域への即応的な連絡体制など更なるリスクコミュニケーションの徹底を図るとともに、地域との積極的かつ継続的な交流を行うなど、必要な取組みを確実に実施すること。
 - (2) 本事業が地元の理解と協力の下に成り立っていることを国及び処理対象地域の地方公共団体が的確に認識し、その理解・協力を促すための取組みを積極的に推進すること。
 - (3) 地元地方公共団体の取組や貢献が全体として排出自治体に評価されていると難しい状況にあることから、排出者責任や行政指導に鑑みた関係者の施設視察や研修会の開催等、国として必要な施策を講じること。
-